

社会 保 障 法 判 例

岡 村 世 里 奈

心身障害者扶養共済制度に基づく年金を収入と認定した
保護変更処分が違法であるとして取り消された事例（高
訴訟第一審判決）

金沢地方裁判所平成11年6月11日判決（平成7年（行ウ）第5号，
生活保護変更処分取消請求事件，『賃金と社会保障』No.1256（'99年
8月下旬号）38頁

I 事実の概要

1 原告Xは、脳性小児麻痺による後遺症のため両上肢・下肢機能の全廃および体幹機能障害等を負う重度障害者（身体障害者手帳1級第1種）である。Xは、昭和51年3月、母親の介護を離れて自立生活を開始し（当時26歳）、昭和52年5月からは生活保護法に基づく生活扶助および住宅扶助を受けていた。

2 Xの母親は、保護者が死亡した際に心身障害者に対して年金を支給する石川県心身障害者扶養共済制度に加入していたため、Xは、母親が死亡した昭和63年1月から同制度条例9条に基づき月額2万円の年金（以下「本件年金」という。）の受給権を取得し、その支給を受けていた。しかし本件年金は、原告の保護変更決定処分の際に毎回收入と認定されてきた。

3 そこでXは、本件年金を収入認定すること、および生活扶助に加算された「他人介護費」（特別基準額分を含め月12万1000円）が、原告に必要な介護費を賄うのに十分なものでないことは違

法であると主張し、平成6年4月分からの生活保護費を月額14万7380円と決定した被告Y（金沢市福祉事務所長）の保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

4 これに対し、金沢地方裁判所は平成11年6月11日、原告の請求の一部を認容する判決を下した。現在、被告Yが控訴中である。

II 判 旨

1（1）「他人介護費特別基準の設定は、厚生大臣の合目的な裁量に委ねられているものと解され、したがって、右基準が現実の介護需要を無視して著しく低い基準を設定する等、憲法及び法の趣旨、目的を逸脱したような場合でないかぎり、右基準に基づいて行われた処分を違法ということはできない。」

（2）「原告は、他人介護費特別基準設定の運用について、そもそも特別基準に上限を設けること自体が違法あるいは違憲である旨主張する。（しかし）、保護の手段として、金銭給付と収容保

護の両方を考える場合、当該被保護者の需要を満たすための保護の手段としていかなる手段を選択するか、すなわち、金銭給付するか、收容保護と金銭給付を併用するか、收容保護のみによるかは、前記のとおり高度に専門的、政策的な判断であり、相当広範な行政裁量があるといわざるをえない。そして、前記のとおり財源に限界と制約があるという現実も考え合わせると、かような場合には、收容保護の可能性が存在すること、及び他の制度における介護給付の水準が前記第五の一六記載のとおりであること（これは、国民一般の介護享受水準を反映したものであると解しうる。）をも勘案したうえ、他人介護費の金銭給付としては合理的な上限を設けることも、厚生大臣の裁量の範囲内の一つの政策判断であると解される。したがって、他人介護費特別基準に上限を設ける運用自体をもって、違法ということとはできない。」

(3) 「(もっとも)、金銭給付に上限を設けること自体はやむをえない一つの選択であるとしても、右上限が被保護者の現実の介護需要を無視して著しく低額に設定されている場合には、收容保護の可能性を考慮したとしても、なお、そのような特別基準の設定は、裁量の範囲を逸脱し、違法といわなければならない。(そこで本件について)特別基準の上限額が著しく低額であるか否かの点について見ると、…收容保護が可能であったこと、及び他の制度における介護給付の水準が前記第五の一六記載のとおりであることを考慮に入れると、12万1000円との特別基準上限額が介護需要を無視したものであると目すべき程に著しく低額であるとまではなしがたいといわざるをえない。…したがって、原告について他人介護費特別基準がその上限である12万1000円と設定され、同額が最低生活費としての他人介護費と認定されたことについても、行政裁量を逸脱して違法であるとはいえない。」

2 (1) 「被告は、要保護者の利用しうる資産等及び金銭等のすべてをまず最低限度の生活を維持するために活用すべきであると主張し、また、本件年金の趣旨を主として要保護者の生活保障のためと解して、そのことから、本件年金を収入

認定して最低限度の生活維持にあてるべきである旨主張する。

しかし、法四条一項及び八条一項の文言からしても、要保護者の保有ないし取得するすべての金銭を例外なく最低限度の生活維持のために活用することが絶対要件であると一義的に解釈されるわけではないというべきである。法は、最低限度の生活保障を目的とするものではあるが(法一条)、右最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない(法三条)。また、法の目的としては、要保護者の自立を助長することも同時に掲げられており(法一条)、これらの法の目的・趣旨を総合的に考慮し、これに適合する範囲・程度において、「資産等」や「金銭等」を解釈するのが相当であると解される。この見地からすると、要保護者の取得しうる金銭等が法四条一項の「金銭等」に当たるかどうかは、当該金銭等の原資、給付根拠、要件、目的、金額その他の客観的諸事情等を総合考慮の上、生活保護法の趣旨に照らして、右金銭等が最低限度の生活維持に活用されるべきものであり、その余の方途に活用することが許されないものであるかどうかによって判断すべきものということになる。」

「(また)、生活保護制度は、沿革的にみると、経済的最低生活の保障のための制度との側面が強かったことは否定できない。しかし、法制定当時と比べると、国民の生活水準ははるかに向上し、その目指すところの健康で文化的な最低限度の生活概念も、制定当時からは相当違ったものになっていると思われる。また、高齢化社会の到来、障害者の自立及び社会参加の動き等、社会的な背景事情も時代とともに大きく変化している。これらに鑑みるならば、法の目的とする「自立」の概念も、単なる経済的自立(施しを受けない生活)にとどまらず、たとえば他人の介護なくしては生きることのできない障害を有する要保護者との関係では、その自律的な生活を助長するとの意をも含めた、より広い概念と捉えるのが相当であると解される。」

(2) 「本件年金の原資は、その加入者である、

心身障害者の保護者が支払った掛金であり、支給要件は、保護者が死亡あるいは重度障害に陥ったことであることからすると、本件年金については、保護者亡き後、保護者に代わるものとして支給される意味合いが強いといえる。とするなら、本件年金は、法四条二項の「扶養の優先」の趣旨に照らして、生活保護の実施に先立って活用されるべき余地はあるといえる。

たしかに、仮に他人介護費特別基準が、在宅介護を希望する者で相当高額の介護費を要する者にもすべて、必要額が支給されるのであれば、本件年金を他法他施策として活用することはあながち不合理ではなく、前記の自立助長の目的や本件年金の趣旨をも無にするともいえないと解する余地はあろう。

しかし現実には、本件処分当時、他人介護費特別基準には12万1000円という上限が設定されており、かかる客観的状況を前提にして、原告のように、その心身の障害から実際には他人介護費特別基準の上限を相当超える介護費を要するにもかかわらず、法30条1項但書との関係で他人介護費特別基準上限額の認定支給にとどまる者が、あえて収容保護ではなく在宅介護を選択する場合、本件年金は、他人介護費特別基準の金額的限界を少しでも埋め合わせ、介護の不足を補って、自律的生活の実現を助けるのに充てられるべきものであり、その意味において、生活保護費の上乗せ的性格のものとして扱ふべきであると解される。そう解することが、先に判示した法及び本件条例の自立助長、福祉増進の趣旨にも合致すると解されるし、また、本件年金の金額(月額2万円)に照らすと、社会通念上も許容されると解されるからである。」

「(以上から)本件年金を収入認定することを前提としてされた本件処分は、収入認定の対象となるべき法四条一項の「資産等」ないし八条一項の「金銭等」に含まれないものを、これに当たるとして生活保護費を算定した点で法四条一項、八条一項に違反し、違法である。」

III 解 説

1 はじめに

本件訴訟は生活扶助に加算される障害者加算の一種である「他人介護費」が重度障害者である原告に必要な介護を賄うのに十分なものでないこと、および石川県心身障害者扶養共済制度に基づいて受給している本件年金を収入認定することは違法であると主張して、原告に対する生活保護変更処分の取消しを求めた事案である²⁾。

本判決の意義は、次の二点である。第一は、一定程度以上の障害を持つ被保護者が、世帯員以外の介護人を付ける費用を要する場合に生活扶助に加算される他人介護費特別基準が適法であると判示した点である。第二は、いうまでもなく、本件年金を収入認定して保護費を算定した本件処分を違法と判示して、原告の請求を認容した点である。本判決のように、重度障害者の介護保障の問題と生活保護法の関係について正面から取り組んだ裁判例はほとんどなく、今後の生活保護行政に与える影響も少なくないと思われる。

本件訴訟における主要な争点は、①本件処分認定された他人介護費は原告の介護需要を満たさず、法1条、3条、9条、憲法25条および13条に違反するか、②本件年金を収入と認定したことは、法1条、3条および憲法25条に違反するか、の2点である。以下、2で①について、3および4で②について解説する。

2 他人介護費特別基準の上限額の適法性と合理性

本件訴訟で問題となっている他人介護費とは、一定程度以上の障害を有する被保護者が世帯員以外に介護人を付けるための費用を要する場合に月額6万8700円(本件処分当時)の範囲内で生活扶助に加算される障害者加算のことである。「生活保護法による保護の基準」(平成10年3月31日厚生省告示121号)の別表第1第2章の4の(5)。また他人介護費特別基準とは、上記一般基準では最低生活費に必要な需要が満たされない特殊事情がある場合に厚生大臣が定める特別基準

のことをいう。(「生活保護法による保護基準第2項」)。

この他人介護費特別基準については、一般基準告示では、厚生大臣が個別的に直接設定するとされているが、実務上は、厚生大臣があらかじめ特別基準の上限額を設定し、その範囲内で、都道府県知事、指定都市市長、福祉事務所長限りで認定するとの取扱いになっている³⁾。そのため、原告は24時間介護を必要とする状態であり、月額約72万円(1時間1000円として1ヶ月720時間で計算)の介護費用を必要とするにもかかわらず、原告に適用された最低生活費としての他人介護費は、他人介護費特別基準上限額の月額12万1000円にとどまった。

そこで原告は、「最低生活費の算定に当たり、他人介護費として設定しうる特別基準に上限が設けられていること、しかもその額が著しく低額であることは、必要即応の原則(法9条)に違反し、右上限に従って設定された原告に関する他人介護費特別基準は、明らかに原告の介護需要を満たさず、法1条、3条、憲法25条、13条に違反する。」と主張した。

この主張に対して本判決は、「他人介護費特別基準の設定は、厚生大臣の合目的な裁量に委ねられているものと解され、したがって、右基準が現実の介護需要を無視して著しく低い基準を設定する等、憲法及び法の趣旨・目的を逸脱したような場合でない限り、本件基準に基づいて行われた処分を違法ということはできない。」と判示して、本件基準設定に対する厚生大臣の裁量を認めた後、(ア)収容保護が可能であること、および(イ)他人介護費特別基準の月額が他の制度における介護給付水準とほぼ同額であることからすれば、他人介護費特別基準に上限が設けられていること、並びに、他人介護費特別基準の上限額が12万1000円と設定され、同額が原告の他人介護費として認定されたことには合理性が認められるとし、結局、本件処分は裁量権を逸脱して違法とまではいえないと判示した。

本判旨は、世帯員外介護費基準の適法性が争われた岩田訴訟東京地裁判決(平8・7・31判時

1597号47頁)の判断枠組みを踏襲しつつ⁴⁾、さらにこれを発展させたものと評価することができる。そのような評価はいくつかの点において可能であるが、一つには、被保護者が在宅介護を希望する場合でも収容保護が可能であることを根拠に本件基準の合理性を認めることができるかどうかという疑義について、「在宅介護を希望する者については、その自己決定権を尊重しなければならない」が、「当該被保護者の需要を満たすための保護の手段としていかなる手段を選択するかは、…高度に専門的、政策的判断であり、相当広範な行政裁量」が認められること、さらに「財源に境界と制約がある」ことから、これを認めることができるとした点である。生活保護実施の財源が有限なものであり、在宅介護を希望するすべての要保護者に対して必要な介護費用全額を保障することが現実的に実現困難なことからすれば、本判旨は正当なものというべきであろう。

二つには、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」や「自動車事故対策センター法」等他制度における介護給付水準と本件基準がほぼ同額であることを論拠に本件基準の合理性を導き出している点である。これも岩田訴訟東京地裁判決では取り上げられてなかった論拠である。しかし、この論拠については学説上疑問や批判が投げかけられている。本件基準と本判決の比較している介護給付は法的性格が異なり比較対象として適切ではないというのが、その主な理由である⁵⁾。

確かに、本判決は、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」や「自動車事故対策センター法」における介護給付水準と本件基準がほぼ同額であることから直ちに本件基準の合理性を導き出している。しかしながら、生活保護法とこれらの法律では介護費用を保障する目的、支給対象者、支給要件、支給期間が異なっており、そのような差異を無視して、ただ単に介護給付額がほぼ同額であることだけを根拠に、本件基準の合理性を導き出すことが果たして妥当なものといえるか大いに疑問である。他制度における介護給付水準を考慮しながら本件基準の合理性を判断するのであれば、他制度における介護給付水準の算定根拠

や介護内容に照らし合わせて本件基準の合理性を検討すべきであったように思われる。

3 法4条1項「資産等」および8条1項「金銭等」の解釈

本件訴訟におけるもう一つの争点は、本件年金が収入認定の対象となる法4条1項の「資産等」ないし法8条1項の「金銭等」に当たるか否かという点である。原告は、本件年金は、その支給根拠である本件条例の趣旨からいって、収入認定の対象となる法4条1項「資産等」ないし法8条1項「金銭等」に含まれず、仮に含まれるとしても、そもそも原告のように最低限度の生活を維持できない状態での収入認定は、生活保護の大前提に反するものであるから、かような収入認定は法1条、3条、憲法25条等に違反すると主張した。これに対し被告は、本件年金は本件通達が定める収入認定除外のいずれにも該当せず、他の各種年金と同様要保護者の最低限度の生活の維持のために活用されるべきものであるから、法4条1項の「資産等」ないし法8条1項の「金銭等」に該当すると主張した⁹⁾。

ここで問題となるのは、①法4条1項「資産等」ないし法8条1項「金銭等」の該当性の有無をどのように判断するのか、②本件年金が法4条1項「資産等」ないし法8条1項の「金銭等」に該当するかどうか、という二点である。以下、本節では①の部分について論じ、次節で②の部分について論ずる。

まず、法4条1項「資産等」ないし法8条1項「金銭等」の該当性の有無をどのように判断すべきかという問題について論ずる。本判決は、要保護者の取得しうる金銭等が法4条1項の「資産等」ないし法8条1項の「金銭等」に該当するか否かは、当該金銭の原資、給付根拠、目的、金額その他の客観的諸事情等を総合考慮のうえ、生活保護法の趣旨に照らして、右金銭が最低限度の生活維持に活用されるべきものであり、その余りの用途に活用することが許されないものであるかどうかによって判断すべきであるとする。

本判旨は、加藤訴訟秋田地裁判決(平成5・4・

23判時1459号48頁)、増永訴訟福岡地裁判決(平成10・5・26判タ990号157頁)、中嶋訴訟福岡高裁判決(平成10・10・9判タ994号66頁)¹⁰⁾といった一連の生活保護訴訟を踏襲したものであり、法4条1項「資産等」ないし法8条1項「金銭等」の解釈に関しては、生活保護法の趣旨・目的に照らして総合的に判断すべきであるとするこの「総合考慮」論が判例法として定着しつつあるといえよう。

このように本判決が「総合考慮」論を採用したことは特段目新しいことではないが、本判決で注目されるのは、「総合考慮」を行う上で重要な要素となる生活保護法の目的である「自立」概念について、本判決が独自の判断を示している点である。すなわち、本判決は、「健康で文化的な最低限度の生活」概念が時代とともに大きく変化していること、高齢化社会の到来、障害者の自立および社会参加の動き等、社会的な背景事情も大きく変化していることを理由に、「法の目的とする『自立』概念も単なる経済的自立を意味するのではなく、他人の介護なくして生きることのできない要保護者との関係では、その者の自律的な生活を助長するとの意味を含むより広い概念で捉えるべきである」とするのである。

法の目的とする「自立」概念に関しては、学説上、消極的自立論と積極的自立論がある¹¹⁾。消極的自立論とは、法の目的とする「自立」とは保護からの脱却すなわち保護を受けずに済むようになるという経済的自立を意味すると解する見解である(荒木【2】、p.236、小山【3】、p.94)。これに対し積極的自立論とは、法の目的とする「自立」とは単に経済的自立を意味するのではなく、たとえば重度障害者のように、親や家族の世話にならず独立して生活するためには生活保護に頼らざるを得ない者の場合には、その者が精神的、人格的、社会的に自立した生活を過ごすことができるようにすることも含まれると解する見解である(阿部【1】、p.256)。前者は、法制定当時から今日まで行政実務においてほぼ貫徹されてきた見解であり、後者は、保護行政の現場および障害者運動の中から近年強く唱えられている見解である。

本判決は、上記のとおり、積極的自立論を採用したものである。しかし、法の規定する生業扶助（法第7条）や授産施設（法38条4項）が経済的自立の促進を目的とするものであること、また、障害者の精神的、人格的および社会的自立は、身体障害者福祉法や障害者基本法等各種の福祉制度や多様な諸施策の総合的な実施によってはじめて実現し得る事柄であることに鑑みれば、法の目的とする「自立」とは経済的自立にとどまると解すべきように思われる。その意味で本判旨については賛成できない。

4 本件年金と「資産等」および「金銭等」の該当性

本件年金に対する法4条1項「資産等」ないし法8条1項「金銭等」の該当性の有無に関する本判決の理論構造は次のとおりである。すなわち、①本件年金は経済的生活保障というよりも障害者の福祉増進、自立助長の面の強いものである。②本件年金は、保護者亡き後の保護者に代わるものとして支給されるものであるから、法4条2項の「扶養の優先」に照らし、他法他施策の活用として、生活保護の実施に先立って活用されるべき余地がある。③ただし原告のように、その心身の障害から他人介護費特別基準の上限を相当超える介護費を要する者の場合、本件年金は、他人介護費特別基準の金額の限界を少しでも埋め合わせ、介護の不足を補って、自律的生活の実現を助けるのに充てられるべきものであり、その意味において、生活保護費の上乗せ的性格のものとして扱うべきである。④したがって、本件年金は法4条1項の「資産等」ないし法8条1項の「金銭等」に該当しない、というものである。

①および③、④については本判決に賛成であるが、②については疑問がある。すなわち本判決が、本件年金は他法他施策として生活保護法の保護に先立って活用される余地がある、と解している点である。法4条2項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべてこの法律に優先する。」と規定し、他法他施策の活用として、生活保護法の保護に優先しなければならないものに、民法上の扶養義務者による扶養と他

の法律に定める扶助の二種類を掲げている⁹⁾。これらはそれぞれ「親族扶養優先の原則」、「他法優先の原則」と呼ばれ、「資産能力活用等の原則」と共に補足性の原理を構成するものである。本判決がこのどちらの原則を念頭において本件年金が他法他施策の活用として生活保護法の保護に先立って活用される余地があると解するのか必ずしも明らかではないが、いずれにしても以下の理由により、本件年金が他法他施策の活用として生活保護法の保護に先立って活用される余地があると解することは妥当ではない。

まず、「親族扶養優先の原則」についてであるが、「親族扶養優先の原則」とは、親族による扶養は生活保護法による保護に優先して行わなければならないというものである。すなわち、要保護者に扶養義務者がある場合は、生活保護に優先してその者の扶養義務の履行を求めなければならないということである。本判決は、本件年金の原資が心身障害者の保護者が支払った掛け金であること、さらに、本件年金の支給要件が保護者の死亡又は重度障害であることから、本件年金は保護者亡き後保護者に代わるものとして支給される意味合いが強く、その意味で「親族扶養優先の原則」が適用される余地があると解しているようである。しかし、前述のとおり、「親族扶養優先の原則」とは「扶養義務者による扶養行為」を生活保護法による保護に優先させることを明らかにしたものである。本件年金はあくまでも本人自身の権利として支給されるものであるから、本件年金に対してこの原則が適用されることはあり得ないのである。

次に「他法優先の原則」についてであるが、「他法優先の原則」とは、他の法律で定める扶助は生活保護法による保護に優先して行われなければならないというものである。ここにいう「扶助」とは、「国または公権力の発動による対価としての意味をもたない一方的な救済」（小山【3】、p.122）をいう。したがって「救済」としての形態をとらず「対価」としての形態をとるものはここにいう「扶助」には含まれないことになる。とすれば、本件年金については、経済的保障という

よりも福祉的性格が強いことから救済的色彩が払拭できないとしても、本件年金が心身障害者の保護者が支払った掛け金の「対価」として支給されるものである以上、本件年金に対して「他法優先の原則」が適用される余地はないといえよう。

以上のように、本件年金に対して「親族扶養優先の原則」および「他法優先の原則」を適用することは解釈上困難である。したがって、本件年金は他法他施策の活用として生活保護法の保護に先立って活用される余地があるとする判旨(②部分)は妥当ではない。

そこで改めて本件年金が法4条1項「資産等」ないし法8条1項「金銭等」に該当するか否かという問題について検討してみたい。本判決は、前述のとおり、原告のように、他人介護費特別基準の上限を相当超える介護費を要するにもかかわらず、法30条1項但書(施設保護の可能性)との関係で他人介護費特別基準上限額の認定支給にとどまる者の場合、本件年金は、他人介護費特別基準の金額的限界を少しでも埋め合わせ、介護の不足を補って、自律的生活の実現を助けるのに当てられるべきものであり、その意味において、本件年金は生活保護の上乗せ的性格のものとして解すべきであるとする。

本判旨の論理からすると、本件年金が収入認定の対象となる法4条1項「資産等」ないし法8条1項「金銭等」に該当するか否かは、当該被保護者が必要とする介護費と他人介護費特別基準を相互考慮することによって決定されることになる。

このような解釈は、ある意味では実態的判断に依拠しすぎて不安定なものともいえるが、生活保護行政の収入認定の画一的・機械的処理の見直しを迫るという意味からいえば、本判決が、被保護者の個々の事情を考慮しながら収入認定の妥当性の有無を確定していこうとする解釈態度を示したことは高く評価することができる。よって、本判旨に賛成である。

5 おわりに

本判決は、本件年金が収入認定の対象となる法4条1項「資産等」ないし法8条1項「金銭等」に

該当するか否かは、当該金銭が最低限度の生活維持に活用されるべきかどうか総合的に判断して決定すべきであると判示して、本件年金を収入認定して保護費を算定した本件処分が違法であると判示した。これ以外にも、本判決は生活保護法の解釈に関し従来裁判で争われていない事項について判示しており、今後同法の解釈や行政実務に与える本判決の影響は少なくないと思われる。特に、生活保護法の目的とする「自立助長」について、障害者が自立的生活を営むのを助長する意味をも含むと裁判所が認めたことは、今後の社会保障訴訟に大きな影響を与えることになる。

このような積極的側面が見られる一方で、本判決は生活保護法における介護保障の限界をあらためて示した判決でもあった。生活保護法と介護保障の関係については、学説上、生活保護が在宅介護サービスについても他法を補完して最低限度のサービスを保障する受け皿になるべきであるとする見解と¹⁰⁾、在宅介護サービスは非権力的な社会福祉各法の部門へ吸収統合され、生活保護は補完的所得保障へ純化されるべきであるとする見解があるが¹¹⁾、生活保護のみでは完全な介護保障が理論的にも困難であることが明らかにされた以上、最低生活保障としての介護保障は社会福祉各法に委ね、生活保護は所得保障に純化される方向で、介護保障法体系の理論構築を行う必要があると考えられる。

注

- 1) 本件年金は、石川県心身障害者扶養共済制度条例によれば、①心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給し、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする(本件条例1条)、②一定の加入資格(4条)を満たす者は、加入を申し込み、知事の承認を受けた上で(5条)掛け金を納付し、③加入者の死亡又は重度障害を要件として、その扶養していた心身障害者に対し支給される(9条)ものとなっている。
- 2) 本判決の評釈に、前田雅子(1999)「岩田訴訟・高訴訟一介護保障という視点からの考察」『法律時報』71巻6号108頁以下、原田啓一郎

- (1999)「障害者の最低生活保障と介護保障—高生活保護訴訟(金沢地判平成11年6月11日)をめぐって—」『九大法学』78号363頁以下がある。また本判決の解説として、田中明彦(1997)「高生活保護訴訟の意義と争点」『賃金と社会保障』1216号40頁以下がある。
- 3) 平成6年3月当時の他人介護費特別基準については、10万1030円までは、福祉事務所長から知事に承認を求め、その承認を受けることで当該年度の特別基準が設定されたとして必要額を設定することができた。また、右金額を超えて特別基準設定が必要な場合は、福祉事務所長は厚生大臣に特別基準設定の承認を申請し、厚生大臣が右を超える額について承認した金額によって特別基準が設定されたとして必要額を認定することができた。このように他人介護費特別基準には、知事承認と厚生大臣承認の2種類があった。
 - 4) 本判決の評釈に、大場敏彦(1998)「社会保障判例」『季刊社会保障研究』33巻4号423頁以下がある。
 - 5) 例えば、原田啓一郎・前掲注(2)387-389頁等。
 - 6) 行政実務上、次のイないしニを初めとする一定の金銭については、例外的に収入と認定しない取扱いをしている(厚生省事務次官通達(厚生省社発第123号)第7-3(3)参照)。イ) 社会福祉事業団その他から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの。ロ) 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額。ハ) 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額。ニ) 心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき8000円以内の額(月額)。
 - 7) 本判決の評釈としては、堀勝洋(1994)「社会保障判例」『季刊社会保障研究』29巻4号421頁以下、河野正輝「生活保護法における資産活用と収入認定—中嶋訴訟をめぐって—」『法制研究』61巻3・4号771頁以下、等がある。
 - 8) 積極的自立論と生活保護法の課題については、河野正輝(1992)「生活保護法の総論的課題」『社会保障法』7号70頁以下参照。なお障害者の自立と自立権については、伊藤周平(1993)「障害者の自立と自律権」『季刊社会保障研究』28巻4号426頁以下が詳しい。
 - 9) 厚生事務次官通達(昭和36年4月1日厚生省発社第123号)第5は、次の35種類の法律又は制度による保障・援助は他法他施策として生活保護法の保護に優先して活用すべきであるとしている。その35種類とは、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、売春防止法、災害援助法、農業災害補償法、結核予防法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、伝染病予防法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、公害健康被害の補償等に関する法律、盲学校・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律、健康保険法、厚生年金保険法、恩給法、各共済組合法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、国民健康保険法、国民年金法、老人保健法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、引揚者給付金等支給法、自動車損害賠償保障法、墓地、埋葬等に関する法律、自作農維持資金融通法、母子及び寡婦福祉法、母子保健法、学校保健法、生活福祉資金、である。
 - 10) 前田雅子(1999)「介護保障請求権についての考察」『賃金と社会保障』23頁以下参照。
 - 11) 河野正輝(1992)「生活保護法の総論的課題」『社会保障法』7号70頁参照。

参考文献

- 阿部和光(1996)「第9章公的扶助」, 清正寛・良永彌太郎編著『論点社会保障法』, 中央経済社。
- (1998)『自動車借用運転の正当性と生活保護廃止処分の不当性—増永訴訟鑑定意見書』, 福岡県生活と健康を守る会。
- 荒木誠之(1998)『社会保障法』, 青林書院。
- 今泉昭雄(1969)「心身障害者扶養保険制度の充足」, 『時の法令』, 707号, 22頁。
- 植田美佐恵(1997)「生活保護の動向と自立助長」, 古賀昭典編『新版現代公的扶助論』, 法律文化社。
- 小川進次郎(1975)『改訂増補生活保護法の解釈と運用』, 全国社会福祉協議会。
- 片岡直(1997)「現代生活保護法の目的と原理」, 古賀昭典編『新版現代公的扶助論』, 法律文化社。
- 河合幸尾(1994)「現代公的扶助をめぐる理論的課題」, 河合幸尾編著『「豊かさのなかの貧困」と公的扶助』, 法律文化社。
- 菊地馨実(1998)「生存権と介護サービス保障」, 『民商法雑誌』118巻4, 5号。
- 桑原洋子(1994)「新版社会福祉法制要説」, 有斐閣。
- 西原博史(1996)「『社会権』の保障と個人の自律」, 『早稲田社会科学』53号。
- 堀勝洋(2000)「生活保護費・障害年金を原資とする預貯金の収入認定」『社会保障判例百選(第3版)』, 有斐閣。
- (おかむら・せりな 国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所リサーチ・レジデント)